第四条の二第一項中「第二条の四第八項」を「第二条の四第九項」に改め、同条第二項中「第二条の四第九項」を「第二条の四第十項」に改め、同条第三項中「第二条の四第十項」を「第二条の四第十一項」に改め、同条第四項中「第二条の四第十一項」を「第二条の四第十二項」に改める。

第五条第一項中「第二条の四第八項」を「第二条の四第九項」に改め、同条第二項中「第二条の四第九項」を「第二条の四第十項」に改め、同条第三項中「第二条の四第十項」を「第二条の四第十一項」に改め、同条第四項中「第二条の四第十一項」を「第二条の四第十二項」に改める。

第五条の二第一項中「第二条の四第八項」を「第二条の四第九項」に改め、同条第二項中「第二条の四第十項」を「第二条の四第十一項」に改め、同条第三項中「第二条の四第十一項」を「第二条の四第十二項」に改め、同条第四項中「第二条の四第十二項」を「第二条の四第十三項」に改める。

第五条の三第一項中「第二条の四第九項」を「第二条の四第十項」に改め、同条第三項中「第二条の四第十項」を「第二条の四第十一項」に改め、同条第五項中「第二条の四第十一項」を「第二条の四第十二項」に改め、同条第六項中「第二条の四第十項の」を「第二条の四第十一項の」に、「第二条の四第十項第一号」を「第二条の四第十一項第一号」に改める。

第五条の八第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）

第五条の八第一項に次の一号を加える。

四　試験又は測定機器

第五条の八第三項第一号中「サーバー用のオペレーティングシステム」を「サーバー用オペレーティングシステム」に、「ソフトウエアをいう。）」を「サーバー用のソフトウエアをいう。次号において同じ。）のうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証をされたもの（次号において「認証サーバー用オペレーティングシステム」という。）以外のもの」に改め、同項第二号中「サーバー用の仮想化ソフトウエア」を「サーバー用仮想化ソフトウエア」に、「サーバー用のオペレーティングシステム（前号に掲げるサーバー用のオペレーティングシステムをいう。以下この号において同じ。）」を「サーバー用オペレーティングシステム」に、「サーバー用のオペレーティングシステムが」を「サーバー用オペレーティングシステムが」に、「ソフトウエアをいう。）」を「サーバー用のソフトウエアをいう。以下この号において同じ。）のうち、認証サーバー用仮想化ソフトウエア（電子計算機の記憶装置に書き込まれた二以上の認証サーバー用オペレーティングシステムによる当該電子計算機に対する指令を制御するサーバー用仮想化ソフトウエアで、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証をされたものをいう。）以外のもの」に改め、同項第三号中「いう。）」の下に「のうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証をされたもの以外のもの（以下この号において「非認証データベース管理ソフトウエア」という。）」を加え、「当該データベース管理ソフトウエア」を「当該非認証データベース管理ソフトウエア」に改め、同項第四号中「いう。）」の下に「のうち、イの指令を日本工業規格（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。イにおいて同じ。）X五七三一―八に基づき認証をする機能及びイの指令を受けた旨を記録する機能を有し、かつ、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証をされたもの以外のもの」を加え、同号イ中「（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第五号中「ものをいう。）」の下に「のうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一五四〇八に基づき評価及び認証をされたもの以外のもの」を加え、同条第五項中「器具及び備品」を「工具、器具及び備品」に、「第一項各号」を「第一項第一号、第二号及び第四号」に改め、「もの（」の下に「同項第一号及び第四号に掲げるものにあつては一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式とする。）の取得価額が三十万円未満であるものを、同項第二号に掲げるものにあつては」を加え、「平成二十四年で」を「平成二十六年で」に、「平成二十四年一月一日」を「平成二十六年一月一日」に改め、同条第六項中「平成二十四年で」を「平成二十六年で」に、「平成二十四年一月一日」を「平成二十六年一月一日」に改める。

第五条の九から第五条の十一までを削る。

第五条の十二第一項中「第五条の八第一項」を「第五条の六第一項」に改め、「要件」の下に「（同号に規定する場合に該当する場合には、同項第一号及び第二号イに掲げる要件）」を加え、同条を第五条の九とする。

第五条の十三から第五条の十五までを削る。

第五条の十六を第五条の十とする。

第五条の十七第四項中「第五条の十第一項各号に」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。

一　電子計算機（計数型の電子計算機（主記憶装置にプログラムを任意に設定できる機構を有するものに限る。）のうち、処理語長が十六ビット以上で、かつ、設置時における記憶容量（検査用ビットを除く。）が十六メガバイト以上の主記憶装置を有するものに限るものとし、これと同時に設置する附属の入出力装置（入力用キーボード、ディジタイザー、タブレット、光学式読取装置、音声入力装置、表示装置、プリンター又はプロッターに限る。）、補助記憶装置、通信制御装置、伝送用装置（無線用のものを含む。）又は電源装置を含む。）

二　デジタル交換設備（専用電子計算機（専ら器具及び備品の動作の制御又はデータ処理を行う電子計算機で、物理的変換を行わない限り他の用途に使用できないものをいう。次号において同じ。）により発信される制御指令信号に基づきデジタル信号を自動的に交換するための機能を有するものに限るものとし、これと同時に設置する専用の制御装置（当該交換するための機能を制御するものに限る。）、変復調装置、宅内回線終端装置、局内回線終端装置、入出力装置又は符号化装置を含む。）

三　デジタルボタン電話設備（専用電子計算機により発信される制御指令信号に基づき専用電話機のボタン操作に従つてデジタル信号を自動的に交換する機構を有するもの及び当該専用電子計算機を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の変復調装置、宅内回線終端装置、局内回線終端装置又は符号化装置を含む。）

四　ICカード利用設備（ICカードとの間における情報の交換並びに当該情報の蓄積及び加工を行うもので、これと同時に設置する専用のICカードリーダライタ、入力用キーボード、タブレット、表示装置、プリンター又はプロッターを含む。）

第五条の十七を第五条の十一とし、第五条の十八を第五条の十二とする。

第五条の十九第二項中「障害者自立支援法施行規則」を「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十四年厚生労働省令第四十号）第一条の規定による改正前の障害者自立支援法施行規則」に改め、同条を第五条の十三とする。

第五条の二十中「第六条の九」を「第六条の八第二項」に、「第十三条の四第一項」を「第十三条の三第一項」に改め、同条を第五条の十四とする。

第十三条第一項中「森林施業計画」を「森林経営計画」に、「第十一条第四項第二号ロ」を「第十一条第五項第二号ロ」に、「第十三条第二項第三号ハ」を「第十三条第二項第二号」に改め、同条第三項第一号中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同項第三号中「森林施業計画書」を「森林経営計画書」に改める。